

第8日

平成28年6月23日（木）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第3号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第4号平成27年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 報告4号朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてですけど、これに社会保障・税番号制度対応システム改修事業等によるということ、繰り越しをしたいというふうに出ていますけど、税番号システムに関して、次の繰り越しした後にこれが進むのかどうかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（石井清治君） 繰り越しという形の中で、486万円を繰り越しさせていただいております。事業自体については、国のほうからも、今、交付のほう朝倉市内でも約3,000を越す部分として動いております。この分についてさらに拍車をかけるために、引き続きこの分については繰り越すという形の中で進めさせていただいております。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに、13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 報告4号におきまして、民生費であります年金生活者等支援臨時福祉給付金の事業が2億90万円ほどの国庫補助が来ておりまして、これが繰越明許費になっております。この理由をお伺いします。

○議長（浅尾静二君） 福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（田中一孝君） 年金生活者等支援臨時福祉給付金事業といたしましては、これは3月議会のときにも御説明をしているものではございますけど、アベノミクスの成果の均てんという観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者に支援を行う事業でございまして、この給付金につきましては、27年12月に閣議決定された一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策において位置づけられたことを踏まえて

創設されたものでございます。

この分につきましては、平成27年度臨時福祉給付金台帳掲載者のうち28年度中に65歳以上になる方を対象として、1人につき3万円を支給する事業ということでございまして、27年度の事業費として補正をいたしまして、明許繰り越しという形で繰り越しをさせていただいたものでございます。

○議長（浅尾静二君） 13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 事業の内容はわかっておりますが、28年度中に支給されるということですが、これが繰越明許費になったということは事務処理が遅くなるということだと思っておりますが、いつごろの支給できちんとされる予定でしょうか。

○議長（浅尾静二君） 福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（田中一孝君） 朝倉市におきましては、5月に申請を受け付け始めまして、第1回目の給付が6月の15日、それと第2回目が6月の29日を予定いたしております。6月の29日までの支払いで、申請者のうちの約90%を支給するというような状況でございます。

具体的な人数で申しますと、個別に申請書の勧奨を発送した件数が6,291件、このうち申請済みの件数が5,798件、約92%でございます。そのうち6月末までにいわゆる送金できる件数が5,643件、約90%という状況になっております。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 申請になっておりますので、高齢者の方たちです、申請漏れがないようにきちんと把握していただいて、支給されるように手続をよろしく願いいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号平成27年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号平成28年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありますか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。県との関係が29年度で変わるということをお聞きしておりました。ちょっと私のはっきりしたことはわからないので、事業計画書については何も触れていच्छゃらないんですが、本当にそうなのかと、また、それについては損益の収支予算書の中でどう変わってくるのかというのを説明いただいたらありがたいと思います。

○議長（浅尾静二君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） 県とのやりとりなんですけども、県のほうに確認をしております。うちのほうの指定管理のほうが今年の28年度で終わります、29年度からどういうふうにするのかということで県のほうに尋ねておりましたところ、これは外部監査による公募をする予定だと、これがまだはっきり決まっていないので、何も報告はできないということをお聞きしております。

市としましては、公募期間を県のほうに尋ねますと、公募時期が7月の上旬ぐらいなので、それから結果を速やかに判断いたしまして、管理方法を決定するという方向をしております。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 今のお話ですと、ことしの7月にはそういう公募があるということであれば、朝倉市がもし何かするというのであれば、何かしらの方向性を議会に話しておかんといかんとやないでしょうか。これにもないし、大体どういうふうに計画を進めようとしていच्छゃるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 先ほどのふるさと課長の中で公募というお話が出てきましたけれども、公募するかどうかということも含めまして、まだはっきり決まっていないというふうな状況でございます。

そういう状況の中で、指定管理期間が28年度までですので、29年度の水の文化村の運営に影響がしてくるということですのでけれども、今の段階では県のほうも先ほど課長が申しましたとおりでございますので、県の動きをきちんと把握しながら、それ以降の対応について検討していくというようなことになってまいります。

ですから、市のほうで、今どうこうというような方針決めがなされている状況ではない

ということですので、それがわかり次第、また議会の皆様方にも状況について報告していくというようなことになろうかと思っております。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 3回ですので最後ですが、普通、公募があるということの情報があれば、一般の企業とか普通の民間でもそうですが、いろんなことで情報を調べます。手続を社内でとらないかんとであれば、してからやっていくというのが段取りだと思っております。

特に、公的な朝倉市ということで動くとするれば、議会というのもありますし、市民への説明もあります。議員についても市民への説明の責任がありますので、そこあたりのところをもう一回、どう進もうとしているのか、7月って1カ月後ですから、また議会を開くのか、それとも全協で報告するのか、どうするんでしょうか。もっと具体的にわかる範囲をぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 先ほど課長が申しましたように、7月に県としての動きをはっきりさせるということでございますので、今、市として県の動きについて把握していないという状況でございます。そういう中で、市の方針といいますか、そういった考え方をどうするかというのが出せないという状況でございます。

県の方針がこれまでと大きく変わるとか、そういうふうな流れが変わるというようなことが把握できました折には、その状況については何らかの形で皆さんに報告するということしか、今のところでは申し上げることができないという状況です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号平成27年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号平成28年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号平成27年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号平成28年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第54号議案専決処分について（平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第5号））についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案専決処分について（平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））についてを議題といたします。質疑はありませんか。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 繰り上げ充用の関係ですので、幾つか質疑したいと思います。

今回、5億9,400万円が専決処分として出されておりますが、まず第1点といたしましては、27年度の中で歳入歳出、若干の赤字が出たと思いますが、その中でどれくらいの金額で、そして今回5,000万円ほど法定外繰り入れをしたというようなことでございます。最終的に5億9,400万円という数字で繰り上げ充用されておりますが、そこあたりの数字をきちんと出していただきたい。

それから、27年度に保険料を値上げしまして、これが繰り上げ充用金の昨年度との対比ではかなり減額になっておりますし、そこあたりが最初からの保険料値上げの趣旨であったというふうに考えております。それが27年度でどれくらいになって、まだ途中だと思っておりますが、最終決算においてはどれくらいになるのか、その流れを教えてくださいたいというのが1つ。

もう一つは、5,000万円の中で、これは一般会計繰り出し、保険のほうの繰り入れという形ですけども、原資は基金なのか何か、そこあたりをはっきりさせていただきたいと思っておりますので、まずは1点として質問します。

こういう質疑の機会にいろいろ、私は所管委員会でありませんので、国保については

る細かく質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） まず、繰り上げ充用金の金額に関しましてですが、27年度の決算見込みにおきまして、収支の差し引きが6億4,390万円ほどございます。赤字です。これから、先ほど実藤議員が言われました一般会計からの繰入金5,000万円を、協議の結果、繰り入れるようにしております。この金額を差し引きまして、5億9,400万円という金額で繰り上げ充用を行うものでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいました税率課税が27年度からさせていただきまして、その効果、現年度分約1億円ほど伸びております。その伸び、あとはその他の財源として、保険支援分で、それが1億円ほど伸びています。それと、県の支出金、収納率とか医療費の削減での県の支出金が伸びていますので、そういうので改善しているので、この数字になっているところでございます。以上です。

一般会計からの繰り入れでございますが、一般財源なので、基金だと思えます。それは副市長のほうから答弁いたします。

○議長（浅尾静二君） 総務財政課長。

○総務財政課長（郷原康志君） 一般会計からの5,000万円の繰り出しを行っておりますけれども、その原資についてでございますが、基金のほうではございませんで、一般財源のほうからの繰り出しとなっております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） きノウ、繰り上げ充用というのは今までも非常に論議してきたところで、それから保険税の値上げというのが非常に今回目新しい、27年度からなされるということで、当初1億2,000万円ぐらい行くのかなという話と、うまくいけばの話で、うまくいかなかったら8,000万円ぐらいになる可能性もあるとかいう形で、その動向を非常に注目しておりました。

この件で、約1億何がしの保険料が入ってきたということで、一定程度、一般財源からの繰り出しで済んでいるという形で、この点については従来からこの点を論点としてやってきました。

もう一点につきましては、昨日、1番議員からも出ました、国から3,400億円程度の低所得者向けの配分が朝倉市にもなされていると。きノウの答弁では1人当たり8,900円程度と、これについての中身と、どういう制度、私も十分に承知しておりませんので、繰り上げ充用との関係も出てまいります。直接、間接、いずれになるのかということもわかりませんが、これについての中身。

それから、1つのこれは地方自治体に任された処分の仕方だろうと思えます。きノウの答弁では十分に私も把握をいたしませんでしたので、その点について、これは一般質問で

はありませんから、情報として知識として知りたいということで、お含みおきをいただきたいと思います。

今度、3点目になりますけども、先般、新聞で消費税の値上げが延期になったということで、西日本新聞に29年度、これはずっと市町以下、福岡県の移管という形で、福岡県が管轄するという形で、地方自治体の所管から外れるという形で論議をされてきております。

しかしながら、新聞等によりますと、残念ながら、消費税値上げが翌々年度になりました関係で、これが29年度移管の問題としては若干疑義が出てきたという、これは西日本新聞に出ておりました。

こういった問題も含めて、これから先、朝倉市の国保会計をどうしていくかという1つの大きな論議をずっと続けておりますが、いよいよ29年度でこのような状況が出てくるんだなと思ったら、1年2年おくらせてくるのかなと、それでどのような影響が出てくるのかなというのが一番のそれを読みながら心配でした。

早く移管というか、福岡県が管轄するという形のほうがいいのかどうか。今までの答弁では、それに期待するような答弁が非常に多かったのではないかなという気がしますけども、そのような形で答弁がありました。私はこれを中心的にやっていますので、そのとおりですよ。

それが具体的に現実的にどうなるかはわかりませんが、国保会計、そして財政の憂える者の1人として、そこあたりどのようになるかを2点目としてお聞きしたいと思います。まず、1点目から。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） まず、第1点目の公費の拡充に関してでございますが、27年度から財政支援を目的としまして、全国版で1,700億円を投入されております。これは、平成30年度から毎年1,700億円を投入するというようなところで、国のほうの試算では、被保険者1人当たりが大体1万円の財政効果を生むというようなところを試算しているところでございます。

この中身につきましては、保険料の軽減を初めとしまして、財政機能の強化、自治体の責めによらない要因による対応、それから保険者の努力支援の制度、それから財政リスクの分散というようなところを含んだところで、1万円の財政効果を生むというところを国のほうが示しております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 副市長。

○副市長（堀内善文君） 国の1,700億円、それから29年から3,400億円の話は、今、申し上げたとおりでございますが、これは一般質問のときの質問にも関係するわけでございますが、国がそういう補填をすれば、当然、市町村の国保財政は好転しますので、その分は国保税を下げているんじゃないだろうかという議論に当然なってくると思います。

朝倉市の場合はどうなっているのかといいますと、27年度から、以前、国保税を上げる

前の考え方でございますが、大体3億円程度が赤字になるんじゃないだろうかという推計をしたところでございます。そして、半分の1億5,000万円を税でカバー、残りの1億5,000万円を一般会計から繰り出すという形でいこうという考え方を大きな流れでしたところでございます。

ですので、その考え方でいけば、1,700億円が国から財源投入すれば、朝倉市の効果としては1人当たり大体4,000円ぐらいになるそうでございます。その分が効果でありますので、国保税を下げるとか、一般会計から繰り入れを下げるとかのどちらかの効果が図られるわけでございます。

現実的に、27年度決算を見てみますと、繰り上げ充用の過去の分はちょっと抜きにしまして、単年度で見ますと、若干の黒字になっている状況でございます。これは一般会計から繰り入れをしない状態で黒字の状況でございます。その原因というのは、保険税を上げたことでもあります。先ほど担当のほうで申しあげましたように、県からのいろんな支援がふえております。収納率を上げることによる効果でありますとか、国からの政策的なもの、いろんなものがございまして、結果的に黒字的になりまして、最終的には累積まで入れまして5,000万円の一般会計繰り入れでおさまったという形でございます。まず、そういう状況でございます。

本来なら、国からの1,700億円程度の補填がございましたものですから、もっと効果があるわけでございますが、何でこのようになったかといいますと、医療費のほうはやはりふえてきているようでございます。それから、国保の加入者が減ったのに医療費がふえているということで、収入が減っているのに歳出がふえているという形ですので、なかなか厳しい状態で、すぐに保険税の引き下げにはなかなかつながっていないという状況がまずございまして、このあたりのところはここ何年か様子を見ていかないと、私どもとしては国保税は引き下げたいという気持ちは重々持っておりますが、そのあたりを見ながら判断していきたいという考え方でございます。

それと、消費税の関係ですね。消費税は、国のほうが延長といいますか、来年の分は見送りをしようという考え方を今出しております。国保の県内一律の広域化というのは、これとは別に今まで動いておりますので、30年からの国保の一元化はそのままされるだろうと思います。

それとは別に、先ほど言っております29年から3,400億円の国保に対しての資金の投入が、これがどうなるのかということになりますので、そちらはまた別の問題で出てくるだろうと思います。連合のほうは、30年4月から予定どおりされる予定になっております。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 流れから、今、問題点、るる答弁いただきまして、非常にわかりやすく理解することができました。

ただ、問題は、最終的に、今、副市長が言われたように、これは非常に厳しい状況が続

くことは間違いないです。あとは、保険料値上げで、低所得者が困っていることも間違いない。そういった問題を抱えながら、今後、総合的ないつも言われているような政策を打ち出していくというようなことで、この問題が少しでも好転するのではないかということが総論であり各論であるというふうに認識をいたしております。

国保が財政全体に占める、赤字のほうに大きな影を残す可能性が将来的にもあるということ踏まえながら、今後、決算も9月にありますし、今後も国保については私も総合的な観点から見ていきたいと思っておりますので、鋭意努力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案朝倉市公共施設等総合管理計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（A工区））を議

題といたします。質疑はありませんか。9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 入札の結果が開示されておりますが、この案件の設計額、予定価格、そして請負率、なおかつここに小嶋・梶原特定建設工事共同企業体におきまして無効という熟語が出ておりますが、これがどういった行為を指すのか、説明を願いたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（高良恵一君） まず、A工区の関係でございます。これは、屋内運動場をA工区ということで呼んでおりますけれども、入札予定価格は4億4,760万7,080円が予定価格でございます。これで、ここに書いていますように、落札率で申しますと、97.47%ということの落札率でございます。

最後のほうがちょっと聞き取りができませんでしたので、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） この小嶋・梶原特定建設工事共同企業体の無効という熟語が出ておりますが、この行為が何を指すのか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（高良恵一君） 申しわけございません。無効は、ルールに基づいて入札をするところで、そのルールに合っていないということがありますので、なぜ合っていないかはちょっと今手元に資料がございません。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（B工区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（C工区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第54号議案及び第58号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7月1日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時36分散会